

# 新型コロナウイルス感染症に係る

## 「帰国者・接触者相談センター」を開設しました

国内外での新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、本市では令和2年2月7日（金）から「藤沢市帰国者・接触者相談センター」を開設しました。感染拡大の防止と市民の皆さまの不安軽減を図るため、一般電話相談とともに市民及び医療機関の皆さまからの相談に対応してまいります。

### 1 藤沢市帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症の流行地域から帰国者・入国者や新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方等からの相談を受け付けて、新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方を診療体制等の整った医療機関につなげます。

（相談対象者については、裏面をご参照ください。）

**電話番号：0466-50-8200**

**開設時間：午前9時～午後9時（土日休日を含む）**

### 2 一般電話相談（藤沢市保健所保健予防課）

感染症の特徴や予防方法、有症状時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談にお答えします。

**電話番号：0466-50-3593**

**開設時間：午前8時30分～午後5時15分（平日）**

## ○帰国者・接触者相談センターの相談対象者

次のア、イ、ウまたはエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症が疑われる方及びその患者を診察した医療機関

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1参照）があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中華人民共和国湖北省あるいは浙江省並びに大韓民国大邱広域市あるいは慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に中華人民共和国湖北省あるいは浙江省並びに大韓民国大邱広域市あるいは慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

（令和2年2月27日現在）

※1 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの